

大田区介護サービス相談員を募集します

大田区では、区内介護事業所等のサービスの質の向上、利用者の自立した日常生活の実現を図ることなどを目的として、大田区介護サービス相談員を区内介護事業所等に派遣する「大田区介護サービス相談員派遣等事業」を実施しています。

<募集要項>

主な活動内容

- (1)介護事業所等への訪問(1か月に2回、1回3時間程度、区内事業所等を訪問予定。)
- (2)利用者からサービスについての話を聴き、相談にのる
- (3)サービスの現状把握
- (4)訪問先の介護事業所等との意見交換
- (5)活動状況や利用者からの相談内容等を事務局(高齢福祉課)へ報告
- (6)介護サービス相談員連絡会等への参加

委嘱期間等

大田区介護サービス相談員として大田区長が委嘱した日から、令和10年3月31日まで
(その後、再任の可能性があります。)

※大田区長からの委嘱の前に、区が指定する研修を受講する必要があります。

お支払い

活動費:3,000円／1回(交通費・通信費を含む)

介護サービス相談員養成研修(予定)(約40時間) ※区指定研修

- (1)前期研修:令和8年7月21日(火曜日)～7月24日(金曜日) ※4日間で合計24時間
- (2)フィールドワーク実習(前期研修終了後に実施、日程未定)
 - ・介護施設等訪問実習 ※7時間
 - ・地域ケア体制(介護保険事業計画等)のヒアリング ※2時間

- (3)後期研修:令和8年8月27日(木曜日) ※5時間

※研修会場:KFCホール(東京都墨田区横綱1-6-1 KFCビル3階)や区内事業所など

応募資格等

- (1)高齢者福祉等に理解があり、利用者の立場にたって高齢者の相談に応じることができる人格と熱意を有する方
- (2)介護保険サービス事業所に勤務していない方
- (3)区の指定する養成研修に全日参加できる方。ただし、他自治体にて養成研修を受講済の場合、研修の受講を免除することができます。

(裏面に続く)

(4)区の指定する養成研修を全課程終了後、大田区内において介護サービス相談員派遣等事業の活動を行う意思がある方

(5)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入していない方

募集人数

若干名

選考方法等

【第一次選考】

- ・書類選考
- ・作文(800字程度)

課題「あなたは“大田区介護サービス相談員”として、どのように活動していきたいですか」

【第二次選考】

- ・面接

応募書類及び提出方法

- ・大田区介護サービス相談員選考申込書及び作文を封入した封筒に「介護サービス相談員選考申込」と朱書きの上、下記申込先に郵送又は持参により提出してください。
- ・申込書は、大田区ホームページから所定の様式をダウンロードし、自筆により記入してください。
(印刷環境が無い方は、下記申込先にて所定の様式をお渡しすることも可能です。)
- ・提出いただいた書類は、お返しできません。

応募書類提出期間

令和8年1月27日(火曜日)～令和8年2月27日(金曜日)消印有効

※持参の方は、令和8年2月27日(金曜日)午後5時まで

選考スケジュール

第一次選考：募集締切～3月6日(金曜日)

第二次選考：3月18日(水曜日)午前中 (予定)

最終結果：3月下旬

申込先及び問合先

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所3階

大田区福祉部高齢福祉課高齢者支援担当 幡野・城戸・本田

電話：03-5744-1250 FAX：03-5744-1522

※所定の様式の受け取りや、持参による提出の際は、大田区役所3階 11番窓口の高齢福祉課までお越しください。(平日の午前8時30分から午後5時)